

諮問番号：平成29年度諮問第29号

答申番号：平成29年度答申第32号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、原処分（生活保護変更申請却下処分）の取消しを求め、次のとおり主張している。

(1) 日本国憲法第25条及び生活保護法第3条で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を営むためには、満足な睡眠が必要なのは議論の余地がなく、摩耗していない布団は必要不可欠であることから、原処分は処理基準に基づくものであるとしても、その上位法である日本国憲法第25条及び生活保護法第3条に違反し、そもそも同通知は無効である。

(2) 保護基準には、布団類が全く使用に堪えない場合は被服費を計上して差し支えないとあり、具体的にどのような状態を指すのか明確でないが、代替の布団がなく、買い替えるお金がなく、仕方なく経年劣化している布団を使用している場合は被服費（布団）の支給を認めるべきである。

(3) 審査請求人の布団は、保護開始時から経年劣化で相当程度摩耗していたにもかかわらず、処分庁の職員は、保護開始時に被服費（布団）の制度説明を行わなかった。

2 処分庁の主張の要旨

布団は毎月支給される保護費で賄っていくべきものとされ、布団が自然消耗した場合は一時扶助の対象とするべきでなく、保護開始時や長期入院等により、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、替わりのものがない場合に給付が認められるところ、現に審査請求人は自らの布団を使用しているのであり、全く使用に堪えられない状況にはないことから、被服費（布団）の支給要件に該当しないのは明らかであり、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法及び同法の委任に基づく保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 被服費（布団）は、保護基準において、長期入院から退院した場合等で、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり代替のものがないときにこれを計上して差し支えないとされているところ、審査請求人の申請は、これらの要件のいずれにも該当しないことに加え、審査請求人は、保護開始時点においてはもとより、本件申請時点においても、現に布団を使用しており、本件の申請時に布団が全く使用に堪えない状態にあったとは認められない。

審査請求人は、原処分が保護基準に基づくものであるとしても、上位法である日本国憲法第25条及び生活保護法第3条に違反し、保護基準は無効であること等について主張するが、被服費（布団）に関する保護基準による取扱いは、被服費（布団）が基準生活費の算定基礎とされていることとも整合性が図られており、保護の統一的な処理の観点から合理性を有するものと認められるから、審査請求人の主張は採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年10月26日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月31日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。

また、同法の委任に基づいて厚生労働大臣が定めた基準によれば、最低生活費とは、「経常的最低生活費」と「臨時的最低生活費（一時扶助費）」とされ、被服費（布団）にあっては、原則として、「経常的最低生活費」の範囲内で、被保護者が計画的に、順次更新していくべきものであるが、保護開始時又は長期入院から退院した場合若しくはやむを得ない事情により転居した場合であって、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり代替のものがないときは、例外として、これを計上して差し支えないとされている。

一方、被服費（布団）の扶助をどのような基準に基づいて実施するかは、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、被服費（布団）について定める保護基準は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、飲食物資と同様に、原則としてこれを日常生活の諸経費（「経常的最低生活費」）に分類して保護を実施するものとし、こうした取扱いは、社会保障審議会生活保護基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定められたものであるから、最低限度の生活の保障を具体化した基準として、合理性を有するものと認められる。

こうした基準によると、被服費（布団）の一時扶助は、保護開始時又は長期入院から退院した場合若しくはやむを得ない事情により転居した場合のいずれかの要件に該当する場合であって、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり代替のものがないときに限り認められるところ、本件にあつては、審査請求人は、保護開始後およそ6ヶ月後に被服費（布団）の申請に至ったものであり、保護開始から申請に至るまでのおよそ6ヶ月にわたって、現に当該布団が使用されていた事実を照らすと、保護開始時に当該布団が使用に堪えないものであったと認めることはできず、同基準が定める要件のいずれにも該当するとはいえないから、一時扶助費の支給対象とすることはできない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められなく、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美